



5 森林セラピーの推進

5 - 1 連携の必要性等

(様々な主体との連携)

森林セラピーは医療、福祉、森林、観光、環境など様々な分野の団体や個人の関わりが必要です。

フィールドの確保・整備や効果的な療法メニューの実施を図る場合、例えば森林組合、医療機関と宿泊施設など、地域における関係団体の連携や組み合わせを図らなければ、効果的なプログラムの実施は難しいと考えられます

このため、地域に存在する森林セラピーの要素（森林、遊歩道、森林組合、病院、福祉施設、宿泊施設、環境保護団体等）を活用し、こうした関係分野の連携による取り組みを進めていくことが重要です。

こうした様々な主体や要素の連携による取り組みを進めていくためには、調整機能を持ったコーディネーターの存在も重要です。

(地域資源との連携)

森林セラピーを地域活性化方策の一つとして確立していくためには、森林の活用と同時に周辺環境としての温泉、文化、伝統料理などの地域資源を効果的に活用していく必要があります。

また、県内各地に設定されている学校林には、歩道や休憩施設等が設置されているなど、森林セラピーに適した森林もあることから、総合学習や校外研修の時間などを活用したセラピープログラムを実施することにより、児童・生徒の心の健康づくりへの活用もできます。

こうした地域の資源や、オリジナルのイベントなどを組み合わせたプログラムを森林に癒し効果を求める首都圏の住民を対象としたツアーや企業、学校の研修旅行などに提供していくことも推進方策の一つです。

(地域住民の健康づくり)

森林セラピーを地域に密着した活動とするためには、地元の里山での健康ウォークなどの、地域住民を対象としたプログラムを推進していくことが大切です。



～森林セラピープログラム～
長野県信濃町の例

地域自体が郷土に誇りを持つとともに、健康づくりに自信が持てる地域づくりを進めていく必要があります。

(情報の発信)

森林セラピーを展開していくためには、ホームページや自然体験、ウォーキングの専門誌など、様々な媒体を活用した効果的な情報発信を行っていくことが重要です。

発信する情報の内容は「森林セラピーの効果の紹介」「森林セラピーのフィールドの紹介」「実施される森林セラピープログラムの紹介」などについて、わかりやすく（見やすく、写真や絵を多くするなど）情報発信していく必要があります。

また、プログラムの内容によっては、「地元向け」「県内向け」「県外向け」など、発信する対象を明確にするとともに、内容もターゲットを意識したものにすることも重要です。

さらに、県内外の企業や団体をはじめ、企業の産業医、福利厚生組合、健康・癒し・自然に関心のある旅行会社など、幅広い対象への情報発信も必要です。

5 - 2 広域的なネットワークの構築

地域での取り組みをさらに効果的・広域的に推進していくためには、県内のフィールドの提供者、医療機関や観光関係者等に対する情報提供・交換や調整を図ることが必要です。

こうした調整を図るためのコーディネート機能を確立するとともに、関係団体・関係者によるネットワークを構築し、次の事業を展開していくことが考えられます。

森林セラピーの推進に関する調査研究及び普及啓発
森林セラピーの効果やフィールドに関する情報の発信
情報交換会・研修会、シンポジウムやセミナーの開催
指導者の養成

5 - 3 県の役割

(フィールドの整備・提供等)

県は、森林公園・森林文化の森をはじめとした県有林について、整備や維持管理に努め、森林セラピーの場として提供します。

また、利用者へのフィールド情報として、森林の特徴、遊歩道に関する情報や、アクセスとして林道を使用する場合には、通行規制等の情報を提供します。

森林セラピーに関する調査・研究についても、環境科学研究所を中心に進め

るとともに、セラピープログラム実施のための森林の利用について、森林管理及び自然保護の観点からの指導を行います。

【県有林を森林セラピーのフィールドとして利用する場合の注意点について】

個人やグループで森林浴、ウォーキングを楽しむ場合には、入山に関する手続きは特に不要ですが、県有林内の歩道等を活用したセラピープログラムを実施する場合には、各地域の林務環境事務所への事前連絡が必要です。

また、森林公園（県民の森、武田の杜、金川の森）を利用してセラピープログラムを実施する場合には、管理事務所への事前連絡が必要です。

富士北麓の青木ヶ原周辺でセラピープログラムを実施する場合には、「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン推進協議会」が定めたガイドラインに配慮する必要があります。

このガイドラインは、青木ヶ原樹海等の原生的な自然環境を保全し、その適正かつ持続的な利用を図るため、エコツアー等の目的で対象エリアに立ち入る団体、事業者、ツアー参加者等が遵守すべき事項として、保全すべき区域や利用形態等に関し、ルールを定めたものです。

ガイドラインで定める注意事項

ゴミのポイ捨て・放置、ゴミの持ち込み、喫煙・飲酒、動植物の採取・踏みつけ、樹木の伐採・枝折り、目印を付ける・落書き、大声を出す・音響装置の持ち込みなど生き物を驚かすこと、ペットなどの動物持ち込み、外部からの植物・種子持ち込み、野生動物の餌付け・食べ物等の放置、たき火、野営

ガイドラインは富士山ボランティアセンターのホームページ

(<http://www.eps4.comlink.ne.jp/fujisan/>) に掲載

（ネットワークへの支援）

県は、5 - 2 で記載した、関係団体・関係者による自発的なネットワークの設立のため、研修会・情報交換会の開催などを支援します。

地域や企業、団体等からの依頼に応じて、森林セラピーの現状や県の施策などを分かりやすく説明します。

また、森林セラピーに関する他の地域の状況や、森林セラピー研究会（事務局：（社）国土緑化推進機構）の研究結果などの関連情報等について、ネットワー

クへの情報提供に努めます。

(事業化の支援)

森林セラピーの目的のひとつである、新たな森林体験型産業の創出などによる地域の活性化を図るため、県は、森林を活用した新たな事業の創出について支援を行います。

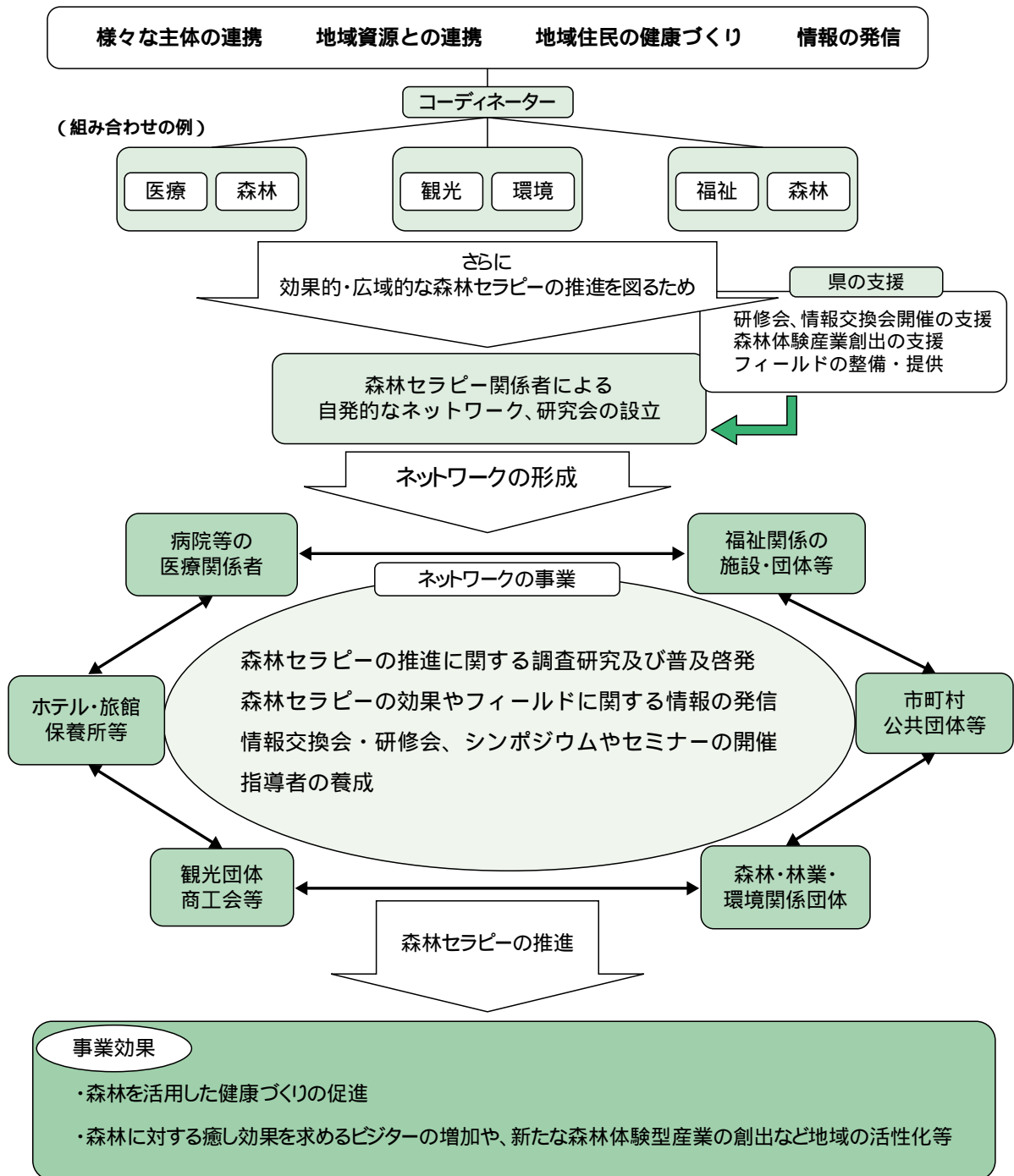


図 - 11 森林セラピー推進のスキーム

地域での取り組みのイメージ

様々の主体との連携

・森林セラピーは様々な団体の組み合わせが大切です。
・例えば、森林組合と病院、宿泊施設など



地域資源との連携

・森林セラピーを地域活性化方策の一つとするためには、森林の活用と同時に、周辺環境として温泉、文化、伝統料理など地域資源を効果的に活用していく必要があります。
・こうした地域の資源やイベントを組み合わせたプログラムの提供が大切です。



(写真提供：山梨県観光物産連盟)

効果的なプログラムの実施

・幼児から高齢者まで、また森林浴をベースとした健常者の健康づくり、病気の予防から身体的、心理的障害の療養まで幅広い分野が対象です。
・森林浴をベースに間口を広く、誰もが気軽に取組めるように、森林以外の楽しみの要素も加えた中で実施することが大切です。



・「歩く」「自然と遊ぶ」「風景、動植物などのウォッチング」「野外生活の体験」「物思いにふける」「作業をする」などの行動がメニューの基本です。
・療法メニューは、個人のレベルで楽しむ森林浴から、森林インストラクターの指導によるプログラムへの参加、医師・保健師の指導によるメニューまで様々です。
・癒しを求めるレベルに応じて、数多くの療法メニューを設定することが大切です。